

様式コード			
2	3	0	1

事務センター長 所長	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者

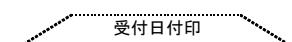
正

# 厚生年金保険高齢任意加入被保険者(船員以外)資格喪失 申出書 申請書

<p>◎ ① 裏面の 記入方 法を ご参 照の うえ、 記入して ください。 。記入して ください。</p>	① 被保険者の氏名 (フリガナ)  (氏) (名)		② 被保険者の住所 〒 -  電話番号 ( )													
	③ 事業所整理記号及び被保険者整理番号		④ 生年月日 昭和 5 年 月 日 平成 7 令和 9		⑤ 個人番号(または基礎年金番号)		※⑥ 資格喪失年月日 令和 年 月 日		※⑦ 資格喪失原因 4		⑧ 種別(性別) 1・5 2・6 3・7 千円		⑨ 標準報酬月額 			
	⑩ 備考															

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	( )

保険料納入告知書の番号	第 号
-------------	-----



副

## 厚生年金保険高齢任意加入被保険者(船員以外)資格喪失受理通知書

① 被保険者の氏名	(フリガナ)  (氏)  (名)	② 被保険者の住所	〒　一  電話番号 ( )				※ キリトリ線より上部は被保険者にお渡しください。		
③ 事業所整理記号及び被保険者整理番号		④ 生年月日				※⑥ 資格喪失年月日	※⑦ 資格喪失原因	⑧ 種別 (性別)	⑨ 標準報酬 月額
								令和 年 月 日	4

あなたから 申出請 のあつた、厚生年金保険高齢任意加入被保険者の資格喪失については、上の  
とおり受理しましたので通知します。

令和 年 月 日

日本年金機構理事長  
( 年金事務所 )

この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定(以下「決定」という。)を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、この通知書の決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決定を経なくても提起できます。この訴えは、決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)があったことを知った日から6か月以内に日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

キリトリ線

令和 年 月 日に提出された にかかる

厚生年金保険高齢任意加入被保険者の資格喪失については、次の  
とおり受理しましたので通知します。

令和 年 月 日

日本年金機構理事長  
( 年金事務所 )

事業所所在地	〒 一			
事業所名称				
事業主氏名	様			
電話番号	( )			

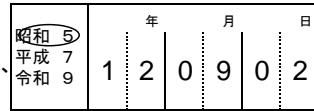
保険料納入 告知書の番号	第 号
-----------------	-----

資格喪失年月日	令和 年 月 日
---------	----------

## 記入方法

※印の欄には、記入しないでください。

厚生年金保険の適用事業所に使用される者であるときは、標題の「申出」の文字を○で囲み、厚生年金保険の適用事業所以外の事業所に使用される者であるときは、標題の「申請」の文字を○で囲んでください。

④の年号は、該当する文字を○で囲んでください。生年月日は、たとえば昭和12年9月2日生まれの場合は、のように記入してください。

⑤には、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

⑥は、被保険者が坑内員以外の男子であるときは「1」を、女子であるときは「2」を、坑内員であるときは「3」を○で囲んでください。ただし、

厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子であるときは「5」を、女子であるときは「6」を、坑内員であるときは「7」を○で囲んでください。

### 【個人番号(マイナンバー)により申出または申請する際の添付書類について】

本人が窓口でこの書類を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

②身元(実存)確認書類 : 運転免許証、パスポート、在留カードなど ※2

※1 郵送でこの書類を提出する場合は、マイナンバーカード表裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。